

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率  
 (平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第三号)の一部を改正する告示案新旧対照条文  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率  
 (平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第三号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
特定分別基準適合物	比 率	特定分別基準適合物	比 率
(中略)		(中略)	
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八七・一三	規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八五・八一
(中略)		(中略)	
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九一・六九	規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九二・七〇